

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年9月30日 (第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	玉津地区 (ニツ屋集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	18.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積(水谷・ニツ屋・新方全体)	26.2 ha
② 田の面積	16.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稻のほか、野菜栽培などの近郊農業が行われているが、農業者の高齢化・後継者不足等により維持管理が難しくなっている遊休農地がある。
・今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要である。
・水路が古くなっていることから、修繕をしていく必要があるが、費用的に難しい。
・農地面積が小さく水稻や通常の野菜だけでは収益が見込めないことや、高齢になってきたために、機械の新規購入や修理といったことに対して躊躇してしまう。
・地区内の農家人口も減ってきており、収穫時期や草刈りなどの管理といった際の人手が不足している。
・農道に一般車両が通行するが多くなってきており、道が荒れたり車を止めての作業がしづらくなっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻や玉ねぎ、軟弱野菜を主要作物としつつ、各農家の判断で作物を段階的に有機農業等に切り替えて、団地形成を検討する。
・北側エリアは自己保全が多く、高速道路より南側エリアは水路が古くなってきており、修繕や新しく整備するにもコストがかかるため、後継者がいなくなった農地などは集約・集積し、活用方法を検討する。
・また、中心部は農地エリアとして、必要に応じて農地エリアとそれ以外のエリアの土地と交換・集約し効率化を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・将来的に耕作者・後継者がいる農地・いない農地を集落として俯瞰的に把握・共有する。			
・耕作者のいない農地について、今後、誰がどのように耕作・管理していくのかを協議し、耕作者のいる農地については、必要に応じて農地の集約化を検討する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.5 %	将来の目標とする集積率	30 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・目標地図に示した範囲を集積していくことにより、団地面積を拡大していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組

- ・二ツ屋地区の農地利用については、認定農業者を中心経営体に位置づけ、水稻栽培のほか、施設野菜等の高収益作物の生産面積の拡大を図るほか、有機や減農薬栽培などの高付加価値化にも取り組む。
- ・入り作を希望する近隣地区の認定農業者や認定新規就農者の受入を促進し、農地の集積・集約を進めていく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

- ・営農をするための農地エリアと今後後継者が不在となるエリアとの棲み分けを農地バンクなどを活用して実現していく。

(3)基盤整備事業への取組

必要に応じて検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

- ・通常の作物では採算がとれないため有機栽培をメインとした組合を検討する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和17年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻、野菜、果樹	21.8 a	a	水稻、野菜、果樹	21.8 a	a	1	
利用者		水稻、野菜	39.7 a	a	水稻、野菜	39.7 a	a	2	
利用者		水稻、野菜	41.2 a	a	水稻、野菜	41.2 a	a	3	
認農		野菜	19.0 a	a	野菜	19.0 a	a	4	
利用者		水稻	14.9 a	a	水稻	14.9 a	a	5	
利用者		水稻、野菜	209.8 a	a	水稻、野菜	209.8 a	a	6	
認農		水稻、野菜、花麦、大豆	151.9 a	a	水稻、野菜、花麦、大豆	151.9 a	a	7	
利用者		野菜	15.4 a	a	野菜	15.4 a	a	8	
計			513.7 a	a		513.7 a	a		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

玉津町二ツ屋
目標地図 (R7.9.30公告)

地域計画区域内

農業を担う者
(概ね10年後も農業を続ける意向のある者)

農業を担う者検討中
(今後も農地として利用する土地)

地域計画区域外

市街化区域・非農地等

<留意事項>

- ・地図に番号が記載されている方（農業を担う者）は、地域内（当該農地）で概ね10年後も農業を続けていく意向のある方です。アンケート調査や話し合い、農会長との協議等により確認の上、記載しております。
- ・地域計画区域内の農地において農地転用（農地以外への用途変更）を行う場合、原則として、あらかじめ地域計画区域から除外する手続きが必要となります。（地域計画区域外の農地であっても、転用の際は各種関係法令に基づいた手続きが必要です。）
- ・地域計画策定後、農地中間管理事業を通じて農地の貸し借りを行う場合、目標地図の内容に基づいて手続きを行います。（貸借する対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。）

